

事 務 連 絡
令和2年6月26日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

新型コロナウイルス感染症対策に係る危険物関係法令の当面の考え方について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた危険物関係法令の運用については、これまで別紙に掲げる通知及び事務連絡（以下「通知等」という。）においてお示ししてきたところです。先般、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたところですが、これらの通知等による法令運用の当面の考え方等について、以下のとおり取りまとめましたので、執務上の参考としてください。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 保安検査、定期点検、保安講習等、新型コロナウイルス感染症の余波等の影響があるもの、さらには新型コロナウイルス感染症対策としてのアルコールの増産等については、対象事業者等の状況を考慮した上で、引き続き通知等による運用を行うことが適当であるが、地域における感染症の状況や経済社会活動を踏まえて特段の影響がない場合には、従来どおりの法令運用を行うことが望ましいこと。
- 2 保安講習について、オンライン等により実施する場合の方策等を消防庁において検討しており、具体的な内容については、後日改めてお示しする予定であること。

消防庁危険物保安室

担当: 勝本、竹中

TEL: 03-5253-7524

E-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

新型コロナウイルス感染症に関連して発出した
危険物関係法令に係る通知・事務連絡

- (1) 令和2年2月25日付け消防予第49号・消防危第43号 消防法令上の各種免状の取扱いに係る運用について
- (2) 令和2年3月18日付け消防危第77号 消毒用アルコールの安全な取扱い等について
- (3) 令和2年4月3日付け消防危第92号 新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した危険物施設における検査等の運用について
- (4) 令和2年4月10日付け事務連絡 厚生労働省による特定アルコールの配布に係る消防法令の運用について
- (5) 令和2年4月13日付け事務連絡 新型コロナウイルス感染症対応に伴う高濃度エタノール製品の使用について
- (6) 令和2年4月23日付け事務連絡 アルコールの増産等に係る消防法令の弾力的運用について（情報提供）
- (7) 令和2年4月23日付け事務連絡 新型コロナウイルス感染症対応に伴う高濃度エタノール製品の使用について（情報提供）
- (8) 令和2年4月24日付け事務連絡 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた検査等の対応について
- (9) 令和2年5月1日付け事務連絡 高濃度エタノール製品に係る酒税の取扱いについて（情報提供）
- (10) 令和2年5月1日付け事務連絡 アルコールの増産等に係る消防法令の弾力的運用について（情報提供）（改定）
- (11) 令和2年5月15日付け消防予第124号・消防危第129号 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について
- (12) 令和2年5月29日付け 消防予第142号・消防危第144号 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防関係手続における押印の省略について